

ディスカッションポイント  
無形資産に関する検討

研究開発費に関する会計処理について（審議事項（５） - 2）

社内開発費のうち一定の要件を満たすものについては資産計上することとした場合の以下の会計処理について審議いただきたい。

- (1) 研究の途中段階の成果又は開発の途中段階の成果を外部より買入れた場合、その対価に将来の収益の獲得に関する不確実性が反映されている事等を踏まえ、資産として計上するという事かどうか。
- (2) 研究専用資産(特定の研究目的にのみ使用するための資産)を買入れる場合、通常はその対価に将来の経済的便益の不確実性が反映されていない事から、発生時に費用処理とする事かどうか。
- (3) 研究開発を外部に委託する場合、通常はその対価に将来の経済的便益の不確実性が反映されていない事から、研究の成果は費用処理し、開発については自己創設無形資産の認識要件を満たすものを除き費用処理するという事かどうか。
- (4) 資産計上された研究開発の成果については、その研究開発が完成するまではその資産の償却の有効期間は開始されないという事かどうか。
- (5) 資産計上された研究開発の成果に減損会計を適用するにあたっては、通常、共用資産に該当するという考え方でどうか。また、(4)のように考える場合には、その償却を開始するまでの間、減損会計の適用上建設仮勘定と同様に取り扱う事かどうか。

以上